

別紙

諮問第752号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年から〇年までの間に、請求者が東京都介護保険審査会に対して行った審査請求の関係書類一切」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年3月22日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号、5号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月25日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年5月26日に実施機関から理由説明書を、同年11月16日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年6月25日（第213回第二部会）から同年10月22日（第216回第二部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検

討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都介護保険審査会について

東京都介護保険審査会（以下「本件審査会」という。）は、介護保険制度において、保険者である区市町村が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として、介護保険法（平成9年法律第123号）184条の規定に基づき都道府県に設置される、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の附属機関である。

イ 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、「東京都介護保険審査会議事録」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「審査請求事件処理経過簿」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「口頭意見陳述調書」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条2号、5号あるいは6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報について

本件非開示情報は、本件対象保有個人情報1のうちの「本件審査会の審議及び検討の内容」（以下「本件非開示情報1」という。）、本件対象保有個人情報2のうちの「本件審査会の審議及び検討の内容」（以下「本件非開示情報2」という。）並びに本件対象保有個人情報1及び3のうちの「本件審査会会長以外の委員の氏名」（以下「本件非開示情報3」という。）である。

審査会は、本件非開示情報について、本件非開示情報1及び2については条例16条5号及び6号該当性を検討し、本件非開示情報3については条例16条2号、5号及び6号該当性を検討した上で、本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、本件審査会の内部における

審議、検討又は協議に関する情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、本件審査会の会議及び議事録は、公開しないこととされているとのことである。

これらの情報が開示されると、今後の同種の会議において、関係者等からの反応を意識するあまり委員が発言に慎重になるなど、会議における率直な意見交換に支障を来し、また、その結果として本件審査会の意思決定における中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、保険給付に関する処分等の不服に対し、その実体を調査して公平に解決し、介護保険の健全な運営を図る本件審査会の性質から、条例16条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が確認したところ、本件非開示情報2には、本件開示請求者による審査請求事件についての処理の経過が記録されており、その一部には本件審査会の内部における検討及び本件審査会会長による意思決定に係る情報が記載されていた。

実施機関によると、これらの情報が開示されることとなると、本件審査会会長及び審査会事務局に対して、関係者からの干渉を招く懸念があり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、適正な審査会運営に支障が生じるおそれがある、とのことである。

実施機関の主張を踏まえ、改めて審査会が見分したところ、これらの情報が開示されると、今後の同種の会議において、関係者等からの反応を意識するあまり委員が発言に慎重になるなど、会議における率直な意見交換に支障を来し、また、その結果として本件審査会の意思決定における中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

もっとも、本件非開示情報2のうち別表に掲げる部分の記載内容は、単に口頭意見陳述の実施に関する日程調整を行った内容が記載されているに過ぎず、本件審査会の協議による意思決定が含まれるものでもないことが認められ、これらの情報が開示されたとしても、本件審査会による自由かつ率直な意見交換の

妨げにはならず、本件審査会の適正な運営に支障を及ぼすものでないと認められた。

したがって、本件非開示情報2のうち別表に掲げる部分については、条例16条5号及び6号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分については、保険給付に関する処分等の不服に対し、その実体を調査して公平に解決し、介護保険の健全な運営を図る本件審査会の性質から条例16条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、本件審査会会長以外の委員の氏名が記載されていることが確認された。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。

また、本件審査会の委員の氏名等は公開されておらず、開示請求者において知り得る情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条2号に該当し、同条5号及び6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件開示請求を行った日よりも前に同種の開示請求を行っていたところ、非開示部分の判断が異なっており、非開示部分が増加した旨主張している。

実施機関に確認したところ、審査請求人の主張するとおり、過去の開示請求時における判断と、本件開示請求における判断が異なっているとのことである。

判断が異なっている理由について、審査会が事務局をして実施機関に聴き取りを行わせたところ、東京都介護保険審査会運営規程（平成11年10月8日東京都介護保険審査会会長決定）11条及び12条の規定によると、本件審査会及びその議事録は公開しないこととされていることに鑑み、改めて開示可能な部分の精査を行った結果、本件開示請求における対応となったとのことであった。

実施機関が主張する内容が東京都介護保険審査会運営規程に規定されていることも確認できたことを踏まえると、実施機関が開示可能な部分の判断を変えたことについて不自然、不合理な点はなかったものと判断できることから、審査請求人の主張は審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表 開示すべき部分

2 ○東介審請第○号について	1 頁 20行目から22行目まで
(1) 審査請求事件処理経過簿	2 頁 13行目及び14行目